

# 長与町農業委員会議事録

令和 7 年 10 月 27 日

長与町農業委員会



# 令和7年10月農業委員会総会

1. 日時 令和7年10月27日（月） 10時30分から11時30分

2. 場所 長与町役場4階会議室

3. 農業委員会委員 出席委員（12名）

会長	1番 水谷 勉		
委員	2番 崎山 光子	3番 辻田 滋子	4番 原田 正利
	5番 坂本 謙二	6番 栗山 将和	7番 坂口 吉晴
	8番 池田 八千代	9番 山口 和幸	10番 柿本 透
	11番 山口 多美子	12番 山中 庄八郎	

4. 農地利用最適化推進委員 出席委員（7名）

1番 池田 洋祐	2番 尾崎 明光	3番 田中 光夫
4番 山口 正則	6番 吉川 直行	7番 谷口 勝久
8番 尾崎 勝文		

5. 農地利用最適化推進委員 欠席（1名） 5番 増田 博光

6. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名	4番 原田 正利	6番 栗山 将和
第2	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について		
第3	第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について		
第4	第1号報告 農地転用専決処分について		

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	荒木 啓二
農政農地係長	森 雅之
農政農地係主任	竹中 敦月

事務局

それでは、報告にうつります。

長与町農業委員会総会規則第6条により、総会は在任委員の過半数の出席をもって成立することとなっています。

本日は、委員全員の出席をいただいており、過半数を超えておりますので、総会が成立することを報告いたします。

なお、農地利用最適化推進委員は8人中7人の出席でございます。

本日の欠席者は、増田博光推進委員です。

では、ここからの議事等の進行を、水谷会長お願ひいたします。

議長

それでは、令和7年10月の農業委員会総会を開催いたします。

まず、始めに日程第1の農業委員会総会規則第18条の規定により、議事録署名委員を2名、指名いたします。

4番 原田 正利 委員、

6番 栗山 将和 委員を指名いたします。

日程第2 本日は、

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請が3件

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請が1件

報告事項は

農地転用専決処分の報告が2件

及び行事報告を予定しております。

では、日程第2提出された議案の審議に入ります。

第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」の審議に入ります。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、説明いたします。

第1号議案の1ページをお開きください。資料につきましてはNo.1をご参照ください。

現況写真となっています。

1件目です。

整理番号 13

申請地 長与町岡郷字（地番）

地目 畑、面積 160 m<sup>2</sup> です。農地区分は、農用地区域外です。

申請者は、

譲渡人が、長与町岡郷（地番） （氏名）

譲受人が、長与町岡郷（地番） （氏名）

申請目的は、売買による所有権移転です。

価格は、〇〇円。10aあたりの単価は、〇〇円です。

備考欄に記載のとおり、譲渡人は申請地の隣地を耕作しています。今回申請地を購入し、現在の耕作地と併せて一段のみかん畑として耕作を行います。

耕作地は、12,000 m<sup>2</sup>、労働力は2人です。都市計画区域外となります。

土地の所在を説明します。2ページをご覧ください。

図面の左下側に（施設名）がございます。（施設名）の北東側に位置した、赤色で表示してある場所が、申請地です。

なお、農地の正確な形状等につきましては、3ページで確認いただければと思います。  
以上です。

議長 ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。 尾崎 勝文 推進委員

推進委員 10月15日午前10時頃に、会長、崎山職務代理、山口委員、事務局2名と私の6人で現地確認を行いました。譲受人が所有する隣の（地番）の畑と繋げて運搬作業の効率化を図りたいとの事で、将来的には園地内に道を整備したいとの事です。問題ないと思います。  
以上です。

議長 続きまして、担当農業委員さんお願いします。11番 山口 多美子 農業委員

11番 同じく10月15日に現地確認を行いました。尾崎さんが説明したとおりで問題ないと思います。以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありますか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地法第3条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が過半数を超えており、許可することに決定いたします。

続いて、2件目の説明をお願いします。

事務局

続きまして、2件目です。第1号議案の4ページをお開きください。資料につきましてはNo.2をご参照ください。

1枚目が現況写真、2枚目が就農計画、3枚目が営農計画書となっています。

整理番号 14

申請地 長与町岡郷（地番）

地目 畑、面積 194 m<sup>2</sup> 以下3筆。3筆合計 722 m<sup>2</sup> です。

農地区分は、（地番）が農用地区域内で、その他2筆が農用地区域外です。

申請者は、

使用貸人が、長与町岡郷（地番） （氏名）

使用借人が、長崎市（地番） （氏名）

申請目的は、使用貸借権設定です。

期間は、令和7年11月1日から令和9年10月31日までの2年間で、新規の契約となります。

備考欄に記載のとおり、使用借人は新規就農者であり、申請地を無償で借りて耕作を行います。作物はみかん、玉ねぎ、バナナ、桃などを予定しています。

労働力は1人です。都市計画区域外となります。

土地の所在を説明します。5ページをご覧ください。

図面の左下側に（事業所名）がございます。（事業所名）の北東側に位置した、赤色で表示してある場所が申請地です。なお、農地の正確な形状等につきましては、6ページで確認いただければと思います。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。 尾崎 勝文 推進委員

推進委員

8番

同じく10月15日に使用借人も立会いのもと、現地確認を行いました。使用借人は農業に興味があり、役場にも相談に行っていたところ、使用貸人が所有する農地を借りるという事になったそうです。新規就農者が増えることは良い事だと思います。期間が2年間であり、今後どうなっていくかは分かりませんが、上手くいけば良いと期待しています。

議長

続きまして、担当農業委員さんお願いします。11番 山口 多美子 農業委員

11番

同じく10月15日に現地確認を行いました。畑にはみかんが植えてあり、管理もしっかりと

されていました。遊休農地の発生防止にもなり、良い事だと思います。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありますか。

(意見・質問なし)

議長 それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地法第3条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が過半数を超えており、許可することに決定いたします。  
続いて、3件目の説明をお願いします。

事務局 続きまして、3件目です。第1号議案の7ページをお開きください。資料につきましてはNo.3をご参照ください。

1枚目が現況写真、2枚目が就農計画、3枚目が営農計画書となっています。

整理番号 15

申請地 長与町嬉里郷（地番）

地目 畑、面積 156 m<sup>2</sup> です。農地区分は、農用地区域外です。

申請者は、

譲渡人が、長与町岡郷（地番）（氏名）

譲受人が、長崎市（地番）（氏名）

申請目的は、売買による所有権移転です。

価格は、〇〇円。10aあたりの単価は、〇〇円です。

備考欄に記載のとおり、譲受人は申請地に隣接する宅地に転居予定ですが、当該宅地は申請地と併せて購入する必要があったため、新規就農者として申請を行います。既存のびわを自家消費程度で肥培管理をします。

労働力は2人です。都市計画区域外となります。

土地の所在を説明します。2ページをご覧ください。

図面の左下側に（施設名）がございます。（施設名）の北東側に位置した、赤色で表示してある場所が、申請地です。なお、農地の正確な形状等につきましては、3ページで確認いただければと思います。以上です。

議長 ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いしま

す。 吉川 直行 推進委員

推進委員 10月15日に現地確認を行いました。（譲渡人）は高齢で、現在介護施設に入居されており、所有する自宅と隣接する農地を併せて（譲受人）に売買することとなっています。  
6番 既存のびわを栽培する予定ですが、問題はないと思います。以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

（意見・質問なし）

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。  
説明のとおり、農地法第3条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

（挙手を確認 議長に報告）

挙手された農業委員が過半数を超えており、許可することに決定いたします。  
続いて、第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を審議いたします。  
事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について、説明いたします。  
第2号議案の1ページをお開きください。資料につきましてはNo.4をご参照ください。現況写真と配置図となっています。

整理番号 3

申請地 長与町岡郷（地番）

地目 畑、面積 254m<sup>2</sup>です。農地区分は、農用地区域外です。

申請者は、

使用貸人が、長与町岡郷（地番） (氏名)

使用借人が、長与町岡郷（地番） (氏名)

申請目的は、期間を永久とした使用貸借権設定です。

転用目的ですが、事業用駐車場を予定しております。区域区分は、市街化調整区域となります。

立地基準は、第2種農地。一般基準として、書類と現地での確認の結果、周辺農地への支障については、問題ないと判断しております。

土地の所在を説明します。2ページをご覧ください。

図面の下側に（施設名）がございます。（施設名）の北西側に位置した、赤色で表示してあ

る場所が、申請地です。なお、農地の正確な形状等につきましては、3 ページで、ご確認いただければと思います。以上です。

議長 ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。 尾崎 勝文 推進委員

推進委員 10月15日に9時30分に会長以下6名と（使用貸人）、（使用借人）とで現地確認を行いました。（使用貸人）、（使用借人）は長与町に転入して、カフェを経営する事が夢だったそうです。申請場所は国道に面しており、周辺の農地への支障はないものと思います。将来的にはマルシェも開催したいとも考えているそうで、ぜひ地元との交流も深めて行っていただきたいと思います。以上です。

議長 続きまして、担当農業委員さんお願いします。11番 山口 多美子 農業委員

11番 同じく10月15日に現地確認を行いました。現地は、使用貸人名義の土地を使用借人が借りる形で駐車場にするそうです。雨水は既存の側溝に配水する予定で、農地への影響はないものと考えます。以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

（意見・質問なし）

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地法第5条の許可申請を県へ進達することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

（挙手を確認 議長に報告）

挙手された農業委員が過半数を超えていたので、進達することに決定いたします。

これから、報告事項に移ります。農地転用専決処分報告書の届出について事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、報告いたします。農地転用専決処分の報告です。

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出です。1件目が椿林土地区画整理事業にかかる転用の届出、2件目が高田南土地区画整理事業にかかる転用の届出になりますのでまとめて報告いたします。

報告事項の1ページをお開きください。資料につきましてはNo.5をご覧ください。計画図と現況写真です。売買による所有権移転となります。

1. 当事者の氏名・住所

譲受人は、(氏名) 五島市 (地番)

譲渡人は (氏名) 長与町高田郷 (地番)

2. 土地の所在等

届出の筆は1筆で、登記地目は畠です。

高田郷 (地番)、面積 746 m<sup>2</sup>です。

椿林土地区画整理事業の街区としては記載のとおり、(街区番号)、面積 189.23 m<sup>2</sup>です。

3. 申請日 令和7年9月29日

4. 専決処分の日 令和7年9月30日

続きまして、2件目です

報告事項の2ページをお開きください。資料につきましてはNo.6をご覧ください。1枚目が街区案内図、2枚目が現況写真と仮換地指定図です。

売買による所有権移転となります。

1. 当事者の氏名・住所

譲受人は、(法人名) 時津町 (地番)

譲渡人は、(法人名) 長与町吉無田郷 (地番)

2. 土地の所在等

届出の筆は1筆で、登記地目は畠です。

高田郷 (地番)、面積 146 m<sup>2</sup>です。

高田南土地区画整理事業の街区としては記載のとおり、(街区番号)、面積 62 m<sup>2</sup>です。

3. 申請日 令和7年10月15日

4. 専決処分の日 令和7年10月15日

以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第8条の規定により、専決処分をしたので報告いたします。

令和7年10月27日 長与町農業委員会 事務局長 荒木 啓二 以上です。

議長

ただ今、事務局から報告がありました、何か尋ねたいことはありませんか。

(お尋ねなし)

以上で、報告事項を終わります。これから、行事報告にうつります。事務局から説明をお願いします。

事務局 (令和7年10月行事報告)

議長 最後に、11月の日程について事務局からお願ひします。

事務局 11月の日程ですが、総会を25日(火)の9時30分からはいかがでしょうか。

(異議なし)

議長 これを持ちまして、本日の総会を終了致します。